

令和8年度（2026年度）「阿蘇」世界文化遺産登録推進若手研究支援業務委託 基本仕様書

1 業務の名称

令和8年度（2026年度）「阿蘇」世界文化遺産登録推進若手研究支援業務委託

2 実施目的

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が平成21年（2009年）に設置した協議会）では、「阿蘇」の世界文化遺産登録を目指している。

本事業は、「阿蘇」とそれに関わる人々の歩みに焦点を当てた研究をはじめ、多分野（考古学、文献史学、文学、美術史学、歴史地理学、民俗学、観光学、景観学、建築学、工学、農学、植物学、火山学等）から様々な視点による新しい調査・研究を、全国の若手研究者（令和8年4月1日現在において満20歳から満40歳まで）から公募するものである。このうち審査により特に優れた成果をもたらすことが期待される研究を選定し、その成果について研究成果報告会を通して県内外に広く周知する。これにより、「阿蘇」の学術的価値を高め、世界文化遺産登録に向けた機運を盛り上げることを目的とする。

3 委託業務の内容

業務概要は、主に熊本市内における研究成果報告会の運営、情報発信（複数、自由提案）である。

（1）審査員の選定

委託者との意見交換を行った上で、審査基準・審査用紙を作成するとともに、世界遺産に関する学術的実績を有した審査員（目安3名）を選定する。

（2）申請書のとりまとめ及び採用者決定

申請書をとりまとめ、申請書のうち研究計画書及び研究経費計画書のみを審査基準・審査用紙とともに審査員に送付して書面審査を依頼する。この結果を踏まえ、採用者4人を決定する。

※申請者が15人を超える場合は、委託者から選出した審査員が一次審査を事前に行い、15人以下まで申請者を絞ったうえで、審査員全員で二次審査を実施する。

※審査員には審査する申請件数に応じて謝金を支払う（受託者負担）。

（3）採用者等との連絡調整

申請者・採用者・審査員・講評者に対して窓口として連絡を取り合う。やり取りの内容に応じて委託者と協議する。

（4）進捗報告会の開催

採用者の研究分野に知見のある講評者を委託者と協議の上、選出し、採用者による進捗報告及び審査員との意見交換の場を熊本県内で開催する。開催後は、議事録を作成する。ただし、進捗報告会では一般参加者を募らない。

講評者の旅費は県外在住の場合、10,800円程度の前泊があることを前提とし、東

京一熊本往復の旅費を目安とする。講評者は県外在住の場合1日あたり2,200円程度、県内在住の場合1日あたり550円程度の旅行諸費を加算すること。旅費資産の際に交通手段、前後泊の有無等について各講評者に照会し、その結果を支払額に反映すること。

※必要に応じて採用者の昼食及び飲料を準備する。

※基本的に対面開催とするが、必要に応じてオンライン配信も行う。

(5) 研究成果報告会の企画・運営

ア 会場手配・運営

①日程 令和9年(2027年)2月中旬～3月中旬(土・日・祝日)

※会場周辺や阿蘇地域での大規模行事の日程を考慮すること。

②時間 午後1時から午後5時まで(会場準備及び撤去の時間を除く)

※開会挨拶15分、報告各40分、質疑応答20分、休憩15分、予備30分

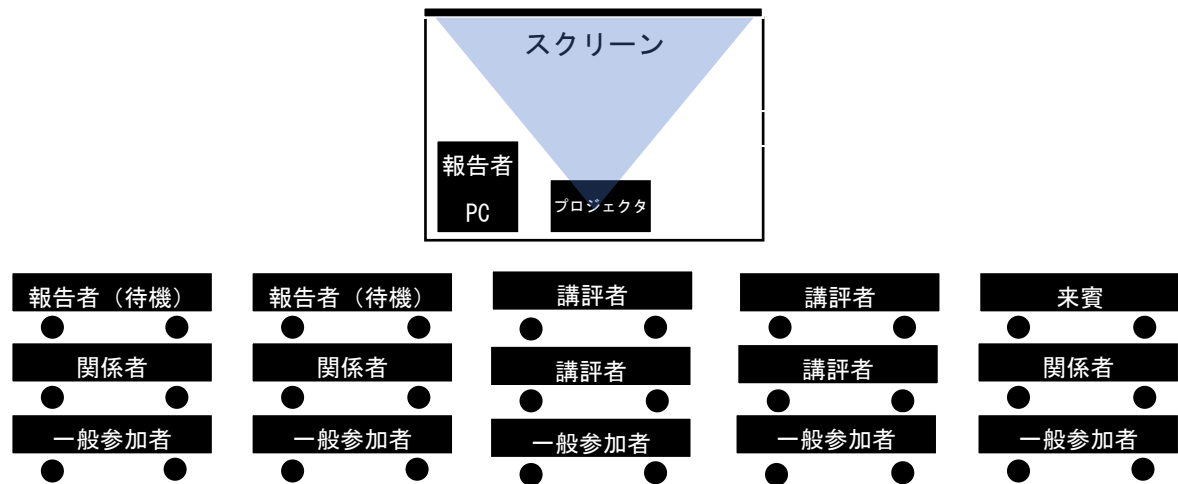
③会場 主に熊本市内の会場及び新型コロナウイルス等の感染症対策に対応したレイアウトが可能な会場(来賓及び一般参加者を含む約200人程度)を提案すること。

※開催形態は、対面とする。

※会場及び日程は最終的に委託者との協議を経て決定する。

※報告者及び講評者に対し、昼食及び飲料を提供する。

※公共交通機関で移動可能な会場を提供する。



(会場設営イメージ)

イ 司会者と当日運営スタッフの手配

①司会者は全体進行を行うこと。

②シンポジウム等の司会経験が豊富な司会者を提案すること。

③司会者については、委託者との協議を経て決定する。

④当日運営スタッフとして会場設営、受付、誘導等の要員を確保すること。

ウ 機材手配

パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク4本(司会者、報告者、講評者用、場合によっては会場質疑用)、レーザーポインター、録音機器(会議での発言全て)、

演台、付随する機材等。

エ 装飾

- ①発表会横断幕又は懸垂幕の設置
- ②演台、司会台、報告者・来賓・一般参加者用の座席及び机の設置、PR ブースの設置
- ③報告者用、来賓用及びスタッフ用の控室の確保（計3部屋）。
- ④会場内にクロークルームの設置がない場合は、報告者向けハンガーラック等を設置すること。
- ⑤スタッフ用名札 50枚程度
※一般参加者との区別を可視化する。
- ⑥すべて運搬、設営、撤去費用を含むこと。

オ 広報

- ①一般参加者申込
研究成果報告会についてのチラシ及びポスターを作成し、「阿蘇」、世界遺産又は学術研究等に関心のある全国の人々の目に留まりやすい場所に送付する。
※受託者は一般参加者の申込に対応できる組織体制を整えること。
※ポスターサイズ A2 カラー片面、チラシサイズ A4 カラー両面。
※一般参加者に対しては入場券をハガキで送付すること。
- ②新聞等広告による広報
周知のために新聞及びその他の媒体で広告を効果的に行うこと。
- ③プレス対応
開催前及び当日のプレス対応は委託者が担う。

カ 当日配布資料の準備

報告資料及びアンケート印刷 230部

報告資料は報告者から受け取り、アンケートは委託者より MS ワード等の形式で送付する。

(7) 採用者・審査員・講評者への支払い

採用者決定後、支払いに必要な情報を採用者に対し速やかに提供を依頼する。そのうえで、以下については、受託者が費用を負担する。

- ・採用者が成果報告会の報告内容作成にあたり要した調査・研究費用（旅費を含む：1人当たり上限50万円）。
- ・審査員への謝金。（審査1件当たり目安3,570円 1人当たり上限53,550円）
- ・講評者への謝金・旅費。（謝金1日当たり目安10,500円）

※ただし、採用人数又は採用者の申請額によっては、委託者と協議の上、契約上限額を範囲として契約額を減額する場合がある。

※講評者の旅費は（4）の旅費の取扱いと同様とする。

(8) 研究成果論文及び収支会計報告のとりまとめ

委託者が定めた期日までに、採用者から研究成果論文及び収支会計報告を回収する。

※必要に応じて、収支会計報告の根拠資料を提出させること。

研究成果論文については、「阿蘇世界文化遺産登録推進「若手研究」成果論文集 第4号」として刊行し、関係団体等に送付すること。部数は200冊で配布先は委託者と協議の上決定する。

4 著作権に係る留意事項

- (1) 作製に当たり、第三者（本県及び受託業者以外）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作製した成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属する。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで

6 契約上限額

5,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果品の納品

業務完了報告書の提出と併せて、委託業務の成果品として、次のものを納品する。

- ・事業で作成・使用したデータ等（電子媒体）を所収したハードディスク（USB、DVD-R等でも可）及び物品等
- ・報告会の録音データ（電子媒体）。

8 成果品の二次利用（電子及び紙媒体）

委託者が行う事業での利用及び配布に利用（複写・加工による利用を含む）

9 特記事項

- (1) 企画の実施（課題等含む）に当たっては、委託者と十分協議すること。
- (2) 打合せに伴う交通費等については、受託者の負担とする。

10 本仕様書

本仕様書は、企画コンペの結果に基づき、委託者・受託者双方で実施内容の協議を行ったうえで、別途作成する。